

(別添3) 秘密証拠等の要約の作成例

政令第7条第6項の規定(同令第10条第5項において準用する場合を含む。)により求める秘密証拠等についての秘密として取り扱うことを要しない要約については、秘密として取り扱う必要がない部分については変更を加えず、秘密として取り扱う必要がある部分については下記の例を参考にして変更を加えることにより作成することとする。

この場合であっても、作成された要約が適当でないと認められる場合には、政令第7条第8項の規定(同令第10条第5項において準用する場合を含む。)により、秘密証拠等を調べないものとする事ができる。

例1. 秘密として取り扱う必要がある部分の「概要説明」を行う。

ダンピング防止協定6.5.1において「要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものとする。」と規定されており、原則として、証拠等を秘密として取り扱うことを求めた場合には、秘密部分の十分詳細な概要説明を提出しなければならない。

(1) 生産高や製造原価、販売費、実際の取引価格等の数値の概要説明

「当社の生産高が国内総生産高に占める割合は、【33.3%】である。」

(割合によって生産高が判明してしまう場合)

「当社の生産高が国内総生産高に占める割合は、【約30%】である。」

(2) 顧客又は供給業者の名称等、その他の企業秘密に該当する語句の概要説明

「取引企業は、【株式会社】と【××株式会社】である」

(企業数は公開可能だが、企業名が秘密情報に当たる場合)

「取引企業は、【A社】と【B社】である。」

(3) 理由等の概要説明

「【×事業所の生産停止並びにそれに伴う直接部門及び間接部門の従業員××人を解雇する一方で、総額 億円を投じて開発した生産工程により生産コストを一ユニットあたり %削減する等の経費節減努力】により、会社の経営状況が好転した。」

「【大規模な生産コスト削減努力】により、会社の経営状況が好転した。」

例 2 . 秘密として取り扱う必要がある部分を「指数」で示す、あるいは「レンジ」で示す。

数値に関して、具体的な絶対値が判明することから、概要説明を行うことが不可能な場合には、指数やレンジで示すことをもって要約を作成することが認められうる。ただし、指数ではなくレンジを用いる場合には、指数を用いることができない理由を付することが必要である。

(1) 対象製品の輸出額や輸出量が 2004 年から 2006 年にかけて減少しているが 2007 年に急増していることを「指数」で示す場合

年	2004	2005	2006	2007
輸出額	【300】	【210】	【100】	【300】
輸出量	【20】	【15】	【10】	【40】

(単位：億円、 t)

年	2004	2005	2006	2007
輸出額	【100】	【70】	【33.3】	【100】
輸出量	【100】	【75】	【50】	【200】

(2004 年を 100 とする。)

(2) 対象製品の輸出額や輸出量が 2004 年から 2006 年にかけて減少しているが 2007 年に急増していることを「レンジ」で示す場合

年	2004	2005	2006	2007
輸出額	【300】	【210】	【100】	【300】
輸出量	【20】	【15】	【10】	【40】

(単位：億円、 t)

年	2004	2005	2006	2007
輸出額	【250 ~ 350】	【150 ~ 250】	【80 ~ 180】	【200 ~ 300】
輸出量	【10 ~ 30】	【10 ~ 30】	【0 ~ 20】	【20 ~ 40】

(単位：億円、 t)